

令和5年度 教育実習の申込みについて

都立羽村高等学校 教務部

令和5年度に羽村高校で教育実習を行いたいと考えている方は、下記の事項をよく読んで、申込みをしてください。

1 教育実習生の実習資格

羽村高校では、教育実習は、次の（１）又は（２）に該当する方だけが行うことができます。

（１）東京都内にキャンパスがある大学に在籍する方

令和5年度に大学の最高学年に在学し、若しくはこれと同等以上で教育職員免許状取得の見込みがあり、教職に就く意思のある方。

（２）東京都外にキャンパスがある大学に在籍する方

令和5年度に大学の最高学年に在学し、若しくはこれと同等以上で教育職員免許状取得の見込みがあり、東京都出身者（高等学校卒業時まで東京都内在住者）かつ東京都公立学校教員採用候補者選考試験を受験予定の方。

2 実習期間

令和5年5月下旬～6月中旬。

※原則として3週間(期間の延長・短縮については申込みの際ご相談ください。)

3 申込み受付期間

令和4年6月17日（金）まで

4 申込みの手順

本校のHPより「教育実習申込み用紙」をダウンロードし必要事項を記入した上で、郵送で提出する。

※原則は来校しての提出ですが、本年度については、コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、郵送で提出してください。

送付先:

〒205-0012 東京都羽村市羽 4152-1

東京都立羽村高等学校 教務部教育実習担当 行

5 注意

- 申込み用紙の提出をもって教育実習の受入れを確約するものではありません。
- 希望する教科・科目によっては、受入れをお断りすることがあります。
- 羽村高校に専任教員がない教科・科目については、受入れは一切できません。（例 書道、工芸等）
- 実習受入れの可否については、6月下旬頃までに連絡します。
- 羽村高校の内諾書を大学へ提出する必要がある場合、内諾書の発行は上記の連絡後となります。

大学等の教育実習ご担当者様

羽村高校を含めて東京都の公立学校では、東京都教育委員会が大学と公立学校の間に入り、教育実習の受入れの調整を行っております。従って、教育実習を行うためにはこの内諾後、大学から東京都教育委員会を通して教育実習の手続きをする必要がございます。手続きが完了しない場合は、たとえ内諾を得ていたとしても、令和5年度の教育実習を行うことはできません。※次年度の教育実習の実施申請は令和4年7月13日までです。

(詳しくは、教育庁人事部選考課へお問い合わせください。)